

春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和8年3月31日までに放課後児童健全育成事業開始届を市に提出している者

イ 待機児童が存在している地域その他市長が必要と判断する地域において放課後児童健全育成事業を実施する者であって、放課後児童健全育成事業開始届を市に提出しているもの

(2) 春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第27号。以下「基準条例」という。）を遵守していること。

(3) 年間を通じて事業を実施するものであること。

(4) 1年間（4月1日から翌年3月31日までをいう。）に250日以上事業を実施するものであること。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(5) 1日3時間以上事業を実施するものであること。ただし、土曜日及び春日井市立学校管理規則（昭和35年春日井市教育委員会規則第1号）第3条第1項第3号から第7号までに規定する学校の休業日（同項ただし書の規定により教育委員会又は校長が変更する場合（同条第2項に定める授業日と休業日を相互に振り替える場合を含む。）を含む。）については、原則として1日8時間以上事業を実施すること。

(6) 市内に住所を有する利用児童（当該利用に係る費用を支払う者をいう。以下同じ。）の在籍人数（当該年度の各月の初日における市内に住所を有する利用児童の人数の合計を12で除して得た人数（1人に満たない端数は切り上げる。）をいう。）が10人以上であること。

(7) 市の指定管理者（地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）又は市の委託を受けた者として事業を実施するものでないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1のとおりとする。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費及び規則第3条第3号に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類は、別表第2のとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、別表第3により算出された額を限度とする。

（申請の期日）

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、運営費及び処遇改善については当該年度の初日から当該年度の4月30日まで、ICT化推進については当該年度の初日から補助事業に着手する日の前日までとする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

（補助金の交付方法）

第8条 補助金の交付方法は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 運営費 規則第4条に規定する補助金の交付決定（以下この条及び次条において「交付決定」という。）をした後、補助事業を行う団体の請求に基づき交付決定額の5分の4を超えない額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき

補助金の額を交付決定時の算出方法にて確定した後に精算する。

- (2) 処遇改善及びICT化推進 規則第10条に規定する交付すべき補助金の額を交付決定時の算出方法にて確定した後に交付する。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて、交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(暴力団等の排除)

第11条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象から除くこととする。

- (1) 補助事業者の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が補助事業者の運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 補助事業者の役員等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用していると認められるとき。
- (4) 補助事業者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 補助事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

2 交付決定後に、前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、市長は、交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、既に交付された補助金を返還させることができることとし、このため損害が生じても市はその責めを負わないものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年5月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
(春日井市放課後児童対策事業実施要綱等の廃止)

2 春日井市放課後児童対策事業実施要綱(平成3年10月1日施行。以下「旧要綱」という。)及び春日井市民間児童クラブ活動事業補助金交付要綱(平成13年5月7日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成19年度から平成21年度までの補助金に限り、利用児童の在籍人数が20人以上である団体に係る第2条第2号の適用については、同号中「250日以上」とあるのは、「200日以上」とする。

4 平成17年度において旧要綱第5条第1項の規定に基づき開設希望調書を提出している団体がこの要綱の施行の際現に雇用している指導員については、当分の間、第2条第4号の規定中資格に関する部分は、適用しない。

5 平成17年度において旧要綱第6条第1項の規定により市が委託を行った団体については、この要綱の施行の際現に事業を実施している施設に限り、当分の間、第2条第5号の規定を適用しない。

6 平成18年度における第5条の規定の適用については、同条中「4月30日」とあるのは「5月31日」とする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月12日から施行し、改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成20年度において、改正前の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定により既に交付された補助金は、改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定による補助金の内払とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年度以後の年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第4条第1項、同条第2項第1号及び同項第3号の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の第5条の規定（補助対象経費に4分

の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする部分を除く。）は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月29日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以降の年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月3日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月21日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月7日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月7日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第6条の規定について

は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年10月1日以後に実施する補助事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月22日から施行し、改正後の別表第3運営費の項の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用する。
- 2 この要綱（別表第3運営費の項の改正規定を除く。）による改正後の春日井市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用し、令和5年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行し、改正後の別表第3の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年8月26日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び別表第3市独自加算の項を削る改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定（市単独加算の項を削る部分を除く。）は、令和7年度以後の年度分の補助金について適用する。

別表第1（第3条関係）

補助事業	区分	事業内容
運営費	基本分	事業を実施するもの
	障害児受入加算	障害児が事業を利用しており、次のいずれかに該当する基準条例第11条第3項で定める放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を配置するもの (1) 国・都道府県・市町村が開催する障害児対応に関する支援員研修を修了している者 (2) 特別支援学校教員免許状を有している者 (3) 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業に従事した経験がある者 (4) その他市長が適当と認める資格を有している者
	小規模事業所加算	一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下で、支援員等を複数配置するもの
	送迎支援加算	事業を学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から事業を行う場所への移動支援を実施するもの
処遇改善	一般分	1 基本分 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する支援員又は基準条例第11条第2項において定める補助員（以下「支援員等」という。）の処遇の改善を行うとともに、午後6時30分を超えて事業を実施するもの 2 賃金改善分 支援員等に対し、処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を実施するもの
	キャリアアップ分	支援員等に対し、経験年数、研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けて処遇の改善を実施するもの
I C T 化推進		利用児童等の入退室の管理、オンライン会議に必要なI C T機器の導入等の環境整備及び都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入を実施するもの

別表第2（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	添付書類
運営費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他の事業の実施に必要な経費（車両に係る経費については燃料費に限る。）	(1) 補助金の交付を申請しようとする団体の規約及び役員名簿 (2) 支援員等名簿及び支援員の資格を証するもの (3) 利用児童名簿 (4) その他市長が必要と認める書類
処遇改善	給料、職員手当等、共済費及び賃金	市長が必要と認める書類
I C T化推進	事業の実施に必要な経費	市長が必要と認める書類

別表第3（第5条関係）

補助事業	区分		限度額
運営費	基本分	支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合	1 基本額 (1) 構成する児童の数（以下「児童数」という。）が10から19人までの支援の単位 4,615,000円－（19人－児童数）×30,000円 (2) 児童数が20から35人までの支援の単位 6,939,000円－（36人－児童数）×27,000円 (3) 児童数が36から45人までの支援の単位 6,939,000円 (4) 児童数が46から70人までの支援の単位 6,939,000円－（児童数－45人）×85,000円 (5) 児童数が71人以上の支援の単位 4,740,000円 2 開所日数加算額 1日8時間以上開所する場合 （年間開所日数－250日）×28,000円 3 長時間開所加算額 (1) 平日分（午後6時30分を超えて開所する場合） 午後6時30分を超えて開所する時間の年間平均時間数×720,000円 (2) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 1日8時間を超える時間の年間平均時間×324,000円

	上記以外	1 基本額 (1) 構成する児童の数（以下「児童数」という。）が10から19人までの支援の単位 2,794,000円－（19人－児童数）×30,000円 (2) 児童数が20から35人までの支援の単位 5,117,000円－（36人－児童数）×27,000円 (3) 児童数が36から45人までの支援の単位 5,117,000円 (4) 児童数が46から70人までの支援の単位 5,117,000円－（児童数－45人）×85,000円 (5) 児童数が71人以上の支援の単位 2,917,000円 2 開所日数加算額 1日8時間以上開所する場合 （年間開所日数－250日）×21,000円 3 長時間開所加算額 (1) 平日分（午後6時30分を超えて開所する場合） 午後6時30分を超えて開所する時間の年間平均時間数×449,000円 (2) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 1日8時間を超える時間の年間平均時間×202,000円
	障害児受入加算	2,232,000円
	小規模事業所加算	697,000円
	送迎支援加算	581,000円
処遇改善	一般分	1 基本分 1,829,000円 2 賃金改善分 11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数
	キャリアアップ分	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合計した額と919,000円のいずれか少ない額 (1) 放課後児童支援員（次号及び第3号に該当する者を除く。）を配置した場合 対象職員1人当たり 131,000円 (2) 経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者（次号に該当する者を除く。）を配置した場合 対象職員1人当たり 263,000円 (3) (2)の条件を満たす経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置した場合 対象職員1人当たり 394,000円

ICT 化推進		500,000円
------------	--	----------

- ※ 児童数は、市内に住所を有する利用児童のみ計上する。
- ※ 限度額は、1支援の単位当たりの年額とする。
- ※ 限度額は、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各限度額に事業実施月数を乗じて12で割って得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- ※ 賃金改善対象者数とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものとする。